



しいのみクラブ・さくらクラブ

2024 年度 児童クラブ入所案内

本町小学校区児童クラブは、保護者が就労などの理由により放課後等家庭にいない児童のために、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。

この入所案内には、児童クラブの入所申込手続き、利用方法、入所料等について記載しています。

申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1. 入所申込について

★【2024年4月1日からの入所希望者】 詳細は、2ページをご参照ください。

	新規・継続 入所		入所の可否 (郵送にて通知)
	郵送申請 (消印有効)	来館申請 午前9時～午後5時	
一次受付	2023年11月22日(水) ～ 2023年12月15日(金)		2024年2月13日(火)頃
二次受付	2023年12月16日(土) ～ 2024年1月19日(金) *年末年始の閉館期間を除く		2024年2月29日(木)頃
三次受付	2024年1月20日(土) ～ 2024年3月9日(土)		2024年3月18日(月)頃
	3月5日(木) 消印有効	3月8日(金) 締め切り	

※1 新規・継続ともに郵送にて可否を通知します。

★【2024年5月以降の入所希望者(随時受付)】

※学校長期休業(夏・冬・春休み)時の申込みも含まれます。

※入所希望日の4ヵ月前から申請できます。

※毎月、定員(受入可能人数)に空きがある場合優先度を判定し、入所を決定します。

受付期間	入所希望月の前月15日までの受付(毎月) 例：7月入所は6月15日が締切日
時 間	午前10時～午後5時 ※土・日・祝日は受付できません。
場 所	藤沢市本町4-10-17 しいのみクラブ申込受付窓口 藤沢市本町2-6-17 さくらクラブ 申込受付窓口 ※来館受付のみ
入所の可否	毎月20日頃 「入所承認通知書」または「入所不承認通知書」を発送いたします。

2024年4月1日からの入所希望者受付方法について

■ 新規入所

【 受 付 】 申込み方法は、窓口受付または郵送受付となります。

(1) 郵送

- 送付先
しいのみクラブ 〒251-0053 藤沢市本町 4-10-17
社会福祉法人 湘南児童福祉会 しいのみクラブ
さくらクラブ 〒251-0053 藤沢市本町 2-6-17
社会福祉法人 湘南児童福祉会 さくらクラブ
- 郵送に係る費用は申込者様負担となります。
- 郵送事故等による不着の場合は、申込みをお受けしたことになりませんので、ご注意ください。
配達を確認したい場合は、追跡可能なレターパック等をご利用ください。
- 消印有効とします。
- 到着後、申込書記載の連絡先にご連絡することがあります。
- 申込期日までに提出された書類をもとに入所判定を行います。送付書類および内容を確認し、不備のないよう郵送してください。判定に係る部分が確認できない場合は、不利になることがありますのでご注意ください。
- 申込期日に余裕をもって、ご提出ください。

(2) 来館 新規に申し込む場合は、下記の場所にお持ちください。

時間	午前 10 時～午後 5 時 ※土・日・祝日は受付できません。
場所	藤沢市本町 4-10-17 しいのみクラブ 申込受付窓口 藤沢市本町 2- 6-1 7 (本町小学校内) さくらクラブ 申込受付窓口

(3) 見学

- 随時見学予約受付しております。(新学年、児童氏名、来館予定人数等をお知らせください)
- クラブを見学される場合は、各児童クラブまでお問い合わせください。
しいのみクラブ お問い合わせ電話番号 0466-53-7711
さくらクラブ お問い合わせ電話番号 0466-55-2125

■ 継続入所

時間	土・日・祝日を除く児童クラブ開所時間内
場所	しいのみクラブ 職員に提出 さくらクラブ 職員に提出

2. 入所要件について

児童クラブへの入所については、以下の要件を満たしていることとします。

ただし、障がい者を有する児童については、障がいの程度、症状などがそれぞれ異なるため、事前に十分な面談等を行い、施設の設備状況や必要となる支援内容などを確認した上で、入所可否を決定します。

- ① 放課後等において、以下の理由により保護者が不在となる家庭の児童であること。
就労 / 就学 / 求職 / 疾病・負傷 / 障がい / 看護・介護 / 災害 / 出産・産休中
- ② 藤沢市内に在住または在学の小学生であること。
- ③ 学校、児童クラブ、家庭間の移動を独力で行うことができること。
- ④ 食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことができること。
- ⑤ 指導員に介助を求めることなく、集団活動を行うことができること。
- ⑥ 自傷・他傷行為等の問題のある行動をしないこと。
- ⑦ 急な飛び出しや多動な行動をしないこと。

※法人が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

(1) 求職中の利用について

入所後3ヵ月目の15日まで以内に就労証明書による就労または内定が確認できない場合は、退所となります。

また、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始する必要があります。

入所後年度途中で退職された場合も同様となります。(例：5月31日退職の場合、8月15日までに提出)

(2) 就学中（保護者）の利用について

申込時点で就学を証明する書類（就労・就学証明書）を提出してください。

ただし、入所日より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後3ヵ月目の15日までに要件を満たすための保護者状況が確認できる書類の提出が必要です。

(3) 出産・産休中による利用について

出産および産休(産後8週)中はご利用いただくことができます。

ただし、出産を理由に入所された場合は、産後8週を経過した日の属する月末までのご利用となります。

(4) 育児休業中の利用について

① 育児休業中は原則ご利用いただくことができません。

② 育児休業中は保護者が昼間家庭にいない状況には該当しません。ただし、つぎの場合については、入所を認めます。

(ア) 保護者が産休中である児童で、通常の申請者の入所に関わる手続の後、なお、施設に空きがある場合。

(イ) 入所中に保護者が育児休業を取得し、さらに入所中の児童の入所の継続を希望する場合。ただし当該年度中に限る。

なお、ア及びイについては、育児休業取得に関わる出生児が満1歳に達する翌年度5月31日をもって退所とする。

3. 提出書類について

適確な審査を実施するため、必要な書類の提出をお願いします。※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。

- ① 児童クラブ入所申請書(兼児童台帳)
- ② 判定に必要な添付書類 ※下記の表を参照
 - ・ **保護者の方それぞれについて証明書が必要です。**
勤務先等で証明(ご記入)いただく書類もございますので、申込期間に間に合うようにご準備ください。
 - ・ 必要添付書類は発行日から3ヵ月以内のものをご提出ください。
 - ・ きょうだいで同時に申込みをする場合には、**1部を原本**とし、コピーでの提出を可とします。
 - ・ 各種様式(◎印のある書類)での提出をお願いいたします。
- ③ 預金口座振替依頼書(かながわ信用金庫各支店)
 - 入所に際しては、かながわ信用金庫各支店に口座開設をお願いいたします。**
 - ※新規入所料等の①回目のお支払いは現金払いとなります。
 - 継続申請は、未登録の場合のみ必要となります。(用紙は児童クラブに用意してあります。)

★【保護者の状況を示す書類について】

保護者の状況	必要添付書類
就労・自営 ※内定・予定を含む (会社員、公務員、自営業、専従者、内職、農業等)	就労・就学証明書◎ ※複数の勤務先がある場合は、所定の用紙をコピーして使用してください。 ※所定の用紙に雇用主(事業主)が証明したものを提出してください。 内定の場合は、入所後3ヶ月目の15日までに就労先が確認できる書類(身分証明書や健康保険証の写し等)をご提出ください。 ※家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください。
就学	就労・就学証明書 ※入所日より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後3ヶ月目の15日までに要件を満たすための保護者状況が確認できる書類の提出が必要です。
求職中	申込時点での書類提出は不要ですが、指定期日までに就労・就学証明書の提出が必要となります。
疾病・負傷	医師による意見書(診断書)◎ ※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください。 ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です。
障がい	障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの
看護・介護	① 看護(介護)の必要性がわかる書類(医師の診断書・障がい者手帳等の写し) ② 看護(介護)状況申告書◎ ※所定の用紙に看護(介護)者が記入してください。
出産	母子健康手帳の写し(母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの)
災害	罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

※就労・就学証明書【注意事項】

- ① **必ず勤務先、就学先の事業者等が作成した証明書を提出してください。**代表者印や社・学校長印等は不要です。
- ② 申請者自身が証明書の偽造・改ざんを行った場合、発行元の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得るとされております。提出書類に偽造、改ざん等あった場合は、入所取消しとなる場合があります。(すでに入所している場合は退所となります。)

★【加点項目を判定するための書類について】

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯	住民票(世帯全員、マイナンバー以外の記載事項に省略がないもの)
離婚調停中	離婚調停中と判断できる書類(調停期日等呼出状、家庭裁判所における係属証明書等)
養育者世帯	養育者申告書(所定の用紙を受付時にお渡しします、記入してください)
障がいを有する児童	身体障がい者手帳、または療育手帳の写し

★【入所料の減額に関する書類について】

	必要添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
市県民税額による減額対象者	所得(課税)証明書または非課税証明書※2023年7月から減額済みの場合は提出不要です

※ 2024年6月に7月以降の入所料の減額に必要な書類の提出を改めて提出をお願いすることになります。

4. 児童クラブについて

(1) 指定の児童クラブについて

- しいのみクラブ・さくらクラブは、本町小学校に通学する児童が通所することができます。
- 慣例区により就学指定校を変更した場合
教育委員会において住所による指定校とは別の本町小学校への通学が認められた場合は、通所することができます。
- 私学に通学する場合
市内在住の児童で「学校に近い児童クラブ」と「住所に近い児童クラブ」のどちらか、市外在住児童は「学校に近い児童クラブ」と「最寄駅に近い児童クラブ」のどちらかを選択してください。
- 慣例区以外の理由により就学指定校を変更する場合は、入所可能とします。藤沢市教育委員会学務保健課にて就学指定校変更を行い、「就学指定校変更承認済証明書」のコピーを期日までに社会福祉法人 湘南児童福祉会 しいのみクラブまでご提出ください。

〈就学指定変更承認済証明書 提出期日〉

申込書提出日	提出期日
一次受付期間	2024年1月31日(水)
二次受付期間	2024年2月16日(金)
三次受付期間	2024年3月13日(水)

5. 入所の判定について

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員(受入可能な人数)を定めています。定員を超える場合は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」に基づき、入所受入可否の判定を行います。
*詳細は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」をご確認ください。

判定は、申込期日までに提出されている書類に基づいて行います。「3.提出書類について」(4ページ)で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

6. 児童クラブの概要

(1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行っています。

- ① 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
- ② 遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
- ③ 生活の場を提供し、生活習慣を身につける
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
- ⑥ その他、児童の健全な育成を助ける活動

(2) 開所日と開所時間

- ① 平日(月曜～金曜日)
 - ・通常授業時 ⇒ 午後 0時30分～午後7時00分
 - ・短縮授業時 ⇒ 午前 10時30分～午後7時00分
- ② 土曜日、学校行事等振替休日 ⇒ 午前 8時00分～午後7時00分
- ③ 長期休業日(春・夏・冬休み) ⇒ 午前 8時00分～午後7時00分

※児童クラブからの1年生の帰宅は安全面を第一に考え、原則保護者等のお迎えをお願いしています。
なお、夏休みのひとり登所、夏休み以降のひとり帰りについては、保護者の責任において可とします。
また、秋口帰宅時間から暗くなってまいります。子どもと相談の上16時30分帰りまたは保護者のお迎えをお願いいたします。決まりましたら職員に連絡をお願いいたします。

※2年生以上の学年及びきょうだいで登所・帰宅については、許可しています。(保護者の責任のもと午後6時までの1人帰りを認めています。)

(3) 延長利用について

午後6時から午後7時までは延長利用登録をすることにより、ご利用いただけます。ただし、別途延長利用料が発生いたします。

年度途中で利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。
なお、延長利用登録中は延長利用がなくても延長利用料が発生するため、延長利用が不要となる場合は、延長利用中止申請を必ず行ってください。

※利用の登録がないまま、午後6時以降の利用をされた場合は、15分ごとに200円/人の現金徴収をさせていただきます。

(4) 休 所 日

- ① 日曜日及び国民の祝日、1月2日・3日及び12月29日～31日
- ② その他、法人が必要と認める日
- ③ 災害や感染症等により小学校が休校となった日
- ④ 学年・学級が閉鎖となった児童は登所できません

(5) 各種申請について

申請名	内容	申請期日	備考
延長登録申請	延長利用を始めるとき	速やかに	申請日によっては、延長利用料のみ振込みにてお支払いいただく場合があります

延長登録解除申請	延長利用をやめるとき	中止する月の前月20日まで	申請が遅れると延長利用料が発生します 例) 8月から延長中止する場合、申請月は7月となります
休所申請	月の初日から末日まで児童クラブをお休みするとき	休所する前月の15日まで	その月の入所料が発生します。 なお、おやつ代並びに延長利用料のお支払いは不要です 申請が遅れるとおやつ代、延長利用料をいただきます
退所申請	児童クラブを退所するとき	退所する月の15日まで	申請が遅れると入所料が発生します 一度申請した退所申請は取消せません 例) 7月末日で退所する場合、申請する退所月は7月となります
住所変更申請	申込み時の住所に変更があったとき	速やかに	住所変更により、転校される場合は特に注意してください
姓変更申請	姓が変更になったとき	速やかに	提出が必要な書類があります 詳細につきましては、お問合せください

7. 料金について

(1) 入会金について

児童クラブを初めて利用される際に、初回の入所料と合わせてお支払いいただきます。

年度内の再入所、育児休業のため退所となった方については、再入所が翌年度以降となった場合、入会金は不要です。自己都合により退所し、翌年度以降再入所する場合は必要となります。

<児童1人の入会金>

入会金	8,500円
-----	--------

(2) 入所料について

<児童1人の入所料(月額 おやつ代2,500円を含む)>

1・2年生	3・4年生	5・6年生
17,000円	16,500円	12,500円

※入所料の日割り計算はできません。

※入所料には、遠足等の特別行事の費用は含まれておりません。特別行事に参加される場合は、別途費用をご負担いただきます。

※アレルギーによる完全除去が必要な場合については、おやつ代を免除しますので代替となるものを保護者の方で準備してください。

(3) 延長利用料について

<児童1人の延長利用料(月額)>

基本延長利用料	個人市県民税額による入所料減額世帯	きょうだい共に延長登録する場合2人目より	生活保護受給者世帯
2,000円	1,000円	1,000円	免除

※延長利用料の登録がなく午後6時00分以降の利用があった場合は、お迎えになったその場で現金にて延長15分ごとに200円をいただきます。

(4) お支払い方法について

ご指定のかながわ信用金庫各支店口座より毎月5日(5日が休業日の場合は翌営業日)に引落しさせていただきます。なお、5日に引落ができなかった場合は、その月の25日(25日が休業日の場合は翌営業日)に再引落しさせていただきます。それでも引落ができなかった場合は、現金集金となりますので、直接の児童クラブまでご持参いただくこととなります。

口座振替依頼書のご提出がない場合および引落とし手続きの期日を過ぎてからのご提出となった場合は、現金集金となりますので、直接児童クラブまでご持参いただくこととなります。

(5) 入所料等の滞納について

入所料等を期限までに納付いただけない場合は「督促状」を送付いたします。

2ヵ月滞納となった場合は、「催告状」を送付し、期限までに納付の確認ができない場合には、退所とさせていただきます。児童クラブの安定した運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

(6) 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

① 生活保護世帯

- 入所料減額(月額) : 5,000円
- 必要書類 : 生活保護受給証明書
- 提出期日 : 前月末日

② 世帯の個人市県民税額に基づく算定額が年額12万円未満

※2023年7月から減額済みの場合は提出不要です。

- 入所料減額(月額) : 10ページの表により減額
- 必要書類 : 所得(課税)証明書 または 非課税証明書

<所得(課税)証明書または非課税証明書の該当年>

	4~6月分	7月分~
新規申込 または入所(待機)中で 未申請	令和5年度(令和4年分)	令和6年度(令和5年分)
入所(待機)中で 2023年度 減額申請済み	提出不要	

※藤沢市では、市役所税制課または各市民センターで発行しています。

※令和5年度(令和4年分)は2023年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

※令和6年度(令和5年分)は2024年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

※証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

※「所得(課税)証明書」に年少扶養親族(0歳~15歳)および特定扶養親族(16歳~18歳)の人数が記載されていない場合、減額される金額が少なくなることがあります。

<所得(課税)証明書または非課税証明書の提出について>

必要	父 母
	学生でない兄または姉*1
	祖父 祖母 その他同居人(住民票上同一世帯の場合)
不要	学生の兄または姉*1
	弟または妹

*住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得(課税)証明書または非課税証明書が必要となります。(単身赴任、別居の保護者等を含む)。

*1 令和5年度(令和4年分)は2022年12月31日時点

令和6年度(令和5年分)は2023年12月31日時点で学生だった場合には提出不要です。

● 提出期日：下表参照

	4~6月分	7月分	8月分~
新規申込 または入所中で未申請	前月末日	2024年6月 1日(土) ~ 2024年6月 15日(土)	前月末日
入所中で2023年度に 減額申請済み	提出不要		
待機中	別途通知		別途通知

*遡っての減額はいたしません。

【算定方法】

$$\text{市県民税年額} = (33,000 \text{円} \times 0 \sim 15 \text{歳の扶養人数}) + (12,000 \text{円} \times 16 \sim 18 \text{歳の扶養人数})$$

例) 市県民税額(年額) 父：120,000円 母：10,000円

0 ~ 15歳の子：1名(父が扶養)

16 ~ 18歳の子：1名(母が扶養)

	年額の市県民税 (a)	0~15歳		16~18歳		算定後の金額 (a - b - c)
		人数	金額(b) (人数×33,000円)	人数	金額(c) (人数×12,000円)	
父	120,000円	1人	33,000円	0人	0円	87,000円
母	10,000円	0人	0円	1人	12,000円	0円
その他						
合 計						87,000円

*算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

市県民税に基づく算定額の世帯合計が87,000円となり、10ページ対応表より月額1,250円の減額を受けることができます。

<確認用>

	年額の市県民税 (a)	0~15 歳		16~18 歳		算定後の金額 (a - b - c)
		人数	金額(b) (人数×33,000 円)	人数	金額(c) (人数×12,000 円)	
父	円	人	円	人	円	円
母	円	人	円	人	円	円
その他						
合 計						円

【市県民税額の確認方法】 *以下のいずれかで確認することができます。

- 「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- 「市民税・県民税納税通知書」
- 藤沢市役所税制課で発行している「所得(課税)証明書」(市内の各市民センターでも発行しています。)
(証明書の発行には、規定の発行手数料がかかります。)

<減額対応表>

市県民税に基づく算定額(年額での世帯の合計額)	入所料減額(月額)
0円	5,000 円
1 円 ~ 14,999 円	4,590 円
15,000 円 ~ 24,999 円	4,170 円
25,000 円 ~ 34,999 円	3,750 円
35,000 円 ~ 44,999 円	3,340 円
45,000 円 ~ 54,999 円	2,920 円
55,000 円 ~ 64,999 円	2,500 円
65,000 円 ~ 74,999 円	2,090 円
75,000 円 ~ 84,999 円	1,670 円
85,000 円 ~ 94,999 円	1,250 円
95,000 円 ~ 104,999 円	840 円
105,000 円 ~ 119,999 円	420 円

児童クラブ確認事項兼同意書

1	入所案内及び入所判定基準を理解し、申込みをすることに同意します。
2	提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認させていただくことがあります。
3	提出書類の内容が事実に相違した場合は、入所を取消しさせていただく場合があります。
4	入所料(月額)を2ヵ月分滞納した場合は、「督促状」を送付し、期限までに納付の確認ができない場合は、退所とさせていただきます。
5	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。
6	プールや遠足などの行事において保護者の引率をお願いすることがあります。
7	お子様の日々の生活の状況について、相談等のための個人面談をお願いすることがあります。
8	支援員(職員)の指示を聞かず、自傷・他傷行為等危険が伴う問題が発生した場合、退所していただく場合があります。
9	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。
10	集団指導を行う児童クラブでは、常に個別な対応を行うことができませんが、特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。
11	入所料の減額対象世帯は7月分以降の入所料の減額に関して、2024年6月1日以降に「令和6年度(令和5年分)所得(課税)証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。
12	本申請に記載した情報・税情報等について、児童クラブの運営に必要な範囲で使用すること、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。
13	入所児童への適切な対応を図るため、小学校等との連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行います。
14	児童クラブでは、子どもたちの日頃の活動を保護者の皆様に知っていただく機会のひとつとして、生活・集合写真等の撮影をしております。 つきましては、クラブが提供する「ホームページ」や「たより」に掲載について同意いたします。

お問い合わせ 新規・随時お申込先

【社会福祉法人 湘南児童福祉会 しいのみクラブ】

〒251-0053 藤沢市本町4-10-17

TEL 0466-53-7711 FAX 0466-53-7717

メールアドレス sinmei-sinomi@clock.ocn.ne.jp



【社会福祉法人 湘南児童福祉会 さくらクラブ】

〒251-0053 藤沢市本町2-6-17

TEL 0466-55-2125 FAX 0466-86-5171

メールアドレス sakurasinmei2023@gmail.com



